

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>届出の頻度が増えた場合であっても、金融商品取引業者が速やかに対応できる金融庁のHPで新旧や氏名等の変更点の公表を行ってほしい。また、データ加工可能な形式によるリストや英文名も付記したリストなども提供してほしい。</p>	<p>適格機関投資家の届出が行われた場合には、官報に公告するとともに、金融庁のホームページに掲載しているところです。今後、届出内容の変更に関する届出が行われる場合についても、官報に公告するとともに、ホームページに公表することを予定しています。</p> <p>なお、ご指摘の外国会社等の原語名についてはホームページに掲載する予定ですが、具体的な掲載内容、形式等については、わかりやすさを重視しながら、今後、検討を行います。</p>
<p>届け出た適格機関投資家の公表時期を早めてほしい。</p>	<p>従来より、適格機関投資家の届出が行われた場合には、早期に金融庁のホームページに掲載できるよう作業を行っているところですが、今後一層、届出内容の確認、ホームページ掲載等のための作業時間をできる限り短縮し、早期にホームページに掲載できるよう努めます。</p>
<p>一般投資家に移行可能な特定投資家や届出によらず適格機関投資家となる者のリストを同時に掲載してほしい。</p>	<p>届出が不要な適格機関投資家については金融商品取引業者等その対象が明らかであることから、官報に公告することとはされていません。また、一般投資家に移行可能な特定投資家は当該投資家と個別金融商品取引業者等との関係で移行の有無が決定されるものであり、個別の対象者名を当局が把握するものではありません。</p> <p>こうしたことから、金融庁のホームページにも掲載していませんし、今後も掲載することは予定していません。</p>
<p>届出回数を年4回へ拡大することにとどまらず随時届出を出せるようにしてほしい。</p>	<p>平成19年の適格機関投資家の範囲の拡大、届出回数の拡大についての多くのご指摘</p>

<p>自らの意思で適格機関投資家の地位を喪失したい場合において届出自体を撤回することはできないのか。</p>	<p>等を踏まえ、今般、届出回数の増加を行ったものです。更なる届出回数の拡大については、今後の届出書の提出状況等を踏まえ、必要に応じ、検討を行います。</p> <p>また、適格機関投資家の届出の撤回についても、発行者、金融商品取引業者等、市場関係者のニーズ等を踏まえ、必要に応じ、検討を行います。</p>
--	--

以 上

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>財形信託の委託者が中間決算を実施していない企業である場合、開示に関する実務面での負担は大きく、また、費用面でも、相当のコストを要するため、委託者である企業が現に作成している計算書類等、提供可能な資料の範囲内で委託者の状況を記載できるよう手当てしていただきたい。</p>	<p>投資者が投資判断を行う上で、信託の委託者に関する情報も重要であると考えられることから、金融商品取引法上、信託に係る開示書類において、当該委託者に関する情報の記載が義務付けられ（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第九号様式等）、このうち、財務諸表については、金融商品取引法令に基づいて作成することとされています。したがって、金融商品取引法令以外の法令に基づいて作成された財務諸表を記載することは、原則、認められません。</p> <p>ただし、信託の受益権に開示制度が適用される制度導入時であることから、今般、委託者の「経理の状況」について、当該委託者が非公開会社である場合には、委託者の負担を軽減する観点から、当分の間、連結財務諸表の作成を不要としたほか、会社計算規則において作成が求められていないキャッシュ・フロー計算書の作成を不要とすることとしたものです。</p>
<p>制度導入時に限定した手当てとして、二期間併記すべき財務諸表について一期間のみでよいとする措置が講じられているが、今後、加入者数の増加により新に開示対象となる契約が発生する可能性があるため、期間限定ではなく、当分の間の措置としていただきたい。</p>	<p>財形信託に係る開示書類に記載すべき委託者の財務諸表について最近事業年度に係るものでよいこととする措置を講ずることとしていますが、これは、勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約に基づく信託の受益権が、新たに開示規制の対象となったことによる負担を軽減する観点から、期間を限定した措置となっています。</p> <p>したがって、当該期間経過後は、投資者の投資判断に資するよう、原則どおり、2事業年度の財務諸表を記載する必要があると考</p>

	えています。
信託財産の財務諸表に係る監査費用の負担を信託銀行となるよう、当局が指導していただきたい。	監査費用の負担については、監査依頼人と監査人が協議の上決定するものであり、当局が監査費用の負担について、指導等を行うことはできません。
グループ企業による共同委託の場合、委託者の状況を1社とする措置が講じられているが、「発行者名」及び「信託財産の関係法人」など他の項目についても、1社としてほしい。	今回の改正においては、財務諸表を作成する事務負担等を配慮し、グループによる共同委託の場合は、信託財産が最も大きい委託者1社の記載としたところです。 「発行者名」や「信託財産の関係法人」の名称の記載については、事務負担がそれ程大きくないと考えられることもあり、1社の記載で可とする措置を講じる必要はないと考えています。

以 上